



国労東北自動車支部

発 責
北山修司
編 責
教 宣 部
NO,99
2016.10.6

**国労加入
で職場を
変えよう**

東北労働講座
11月20日(日)〜21日(月)日
盛岡市・愛真館

定年後再雇用

賃下げについて

東京地裁
判決より

9月25日(日)松島町・ホテル大観荘において、労働講座(国労会館仙台地方本部主催)が地本大会初日終了後開催されました。国労弁護士は「5月13日、定年事で今回の裁判に自らもかかわった宮里邦雄弁護士は「5月13日、定年前と同じ業務・責任なのに賃金を下げるのは、労働契約法に反する」として長澤運輸事件判決は大きなインパクトを与えている。JR職場における再雇用の実態がどうなっているか点検・学習し、生かしてほしい。」とその意義を訴えました。尚、会社は5月16日東京高裁へ控訴中です。

再雇用の労働条件格差に警鐘

長澤運輸事件とは、横浜市のセメント運送会社・長澤運輸従業員66名に勤務する全日建運輸連帯(分会員9名)の3名の組合員が、定年前と全く同じ労働に従事していることや業務の都合により勤務場所・業務内容を変更することがあるにも関わらず、従来支払われていた8万円から9万円の職務手当等が払われないことで、約30%の賃金が切り下げになったのは不当であると訴えた裁判です。

平成25年4月1日から施行された労働契約法20条は「有期契約であることにより、同一の使用上の無期契約労働者との職務内容、責任の程度その他の事情により不合理と認められるものであつてはならない。」という、期間の定めによる不合理な労働条件を禁止しています。今回の事件は、定年前支払われて職務給約8万円・役付手当(原告Sは組長で定年前15000円)・精勤手当5000円・住宅手当1万円・基本給5箇所月賞与

原告らの実際の賃金引下げ率

	定年前1年間の年収	定年後1年間の年収	引下げ率
平均	5,276,291円	3,740,462円	29.0%

支給された年金額を加味した引下げ率

	定年前1年間の年収	定年後1年間の年収	引下げ率
原告S	5,501,118円	3,969,140円	27.8%

バス出向社員(定年後はエルダー社員)

	定年前1年間の年収	定年後1年間の年収	引下げ率
平均	7,000,000円	2,700,000円	61.4%
年金・高齢者継続雇用給付金 エルダー社員調整特別措置を 加味した場合		4,200,000円	40.0%

バス社員(定年後は契約社員)

	定年前1年間の年収	定年後1年間の年収	引下げ率
平均	4,200,000円	3,300,000円	21.4%
年金・高齢者継続雇用給付金 を加味した場合		4,000,000円	4.7%

※上記はあくまで参考例で、個人により大きく異なる場合があります。興味のある方は、支部まで情報をお寄せください。

等がなくされました。組合が団交において再三、定年前と同じ賃金水準での再雇用を求めると共に、賃金引き下げ率による試算や経営資料の提示を会社に求めても応じず、組合の主張を聴取して持ち帰るといふ不誠実な対応で、裁判所は合意形成を行ったとは認められないと断罪しました。また、会社が労働契約書に本人

同意してあるとの主張にも同意しなければ解雇される。正当化する理由にはならないと判決しました。
JRバス職場を点検しよう
同一労働同一賃金、格差是正の闘いは、職場の具体的な点検と学習から始まり息の長い闘いです。自分の賃金はどうなっているか、あらためて見つめなおしてみよう。